

名古屋市と愛知県弁護士会との連携と協力に関する包括協定

名古屋市（以下、「甲」という。）は、名古屋市総合計画 2023 にて、名古屋市のまちづくりについて、5つの都市像（（1）人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、（2）安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち、（3）人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち、（4）快適な都市環境と自然が調和したまち、（5）魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち）を提示し、市民サービスの一層の向上と地域の活性化を図るべく、種々の活動を行っている。

愛知県弁護士会（以下、「乙」という。）は、所属会員が、市民に良好な法的サービスを提供し、弁護士法第1条に定める弁護士の使命（基本的人権の擁護、社会正義の実現）を達成し得るよう、種々の活動を行っている。

（目的）

第1条 甲と乙は、これまでの連携を一層強化し、もって、名古屋市における住民福祉の増進に資することを目的に、連携と協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、双方協議のうえ連携事項を定める。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施し、具体的な実施事項を定めるために、定期的に協議をする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、相手方の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年3月24日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙：名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
愛知県弁護士会
会 長 鈴木 典行